

【災害名】に係る災害廃棄物処理における 再委託及び再々委託の活用について

令和●年●月●日
●●市（町・村）

本方針は、【災害名】に係る再委託及び再々委託の活用方針等を明らかにするため、一般廃棄物処理計画に付随するものとして公表するものである。

1 趣旨

【災害名】により発生した災害廃棄物については、被災者の生活再建及び地域の復旧・復興を迅速に進めるため、「●●県災害廃棄物処理計画」、「【災害名】に係る●●県災害廃棄物処理実行計画」及び本市（町・村）の災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速な処理を進める。

大量に発生した災害廃棄物の収集運搬、処分及び損壊家屋等の解体・撤去を円滑に進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第3項及び第5項後段の規定に基づき、必要に応じて再委託及び再々委託を活用する。

2 再委託及び再々委託の活用方針

【災害名】においては、災害廃棄物発生量が県全体で約●万～●●万トン、公費解体見込棟数が約●棟～●棟と見込まれており、平時の体制のみで対応することは困難であることから、県内外の関係団体及び民間事業者等と連携して処理を進める。

【災害名】において生じた災害廃棄物の処理委託にあたり、以下「3 再委託及び再々委託を活用して業務を実施することが想定される者」については、処理能力、作業員、車両、施設その他の処理体制を確保するため必要がある場合には、法令に定める基準に従い、その受託した処理の全部又は一部について、再委託及び再々委託を実施することとする。

3 再委託及び再々委託を活用して業務を実施することが想定される者

再委託及び再々委託を活用して業務を実施することが想定される者としては、次に掲げる者とする。再委託及び再々委託の実施の有無及びその内容については、処理する廃棄物の種類、処理方法、処理能力等を踏まえて、本市（町・村）と協議のうえ、個別に決定することとする。

- 県●●協会（災害廃棄物の中間処理、最終処分）
-
-
-

4 適正処理の確保

再委託又は再々委託を行う場合であっても、関係法令を遵守し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に配慮して適正に処理する。また、再委託及び再々委託による処理も含めて処理体制全体を確認し、契約関係及び処理の流れを把握するとともに、受託業者を通じて、必要な指導・監督を行う。

5 一般廃棄物処理計画との関係

本方針は、本市（町・村）の一般廃棄物処理計画及び【災害名】に係る災害廃棄物処理の実施体制に付随するものとして位置付ける。なお、今後、一般廃棄物処理計画を改定する際には、本方針の内容を踏まえ、再委託及び再々委託の活用方針等を計画に反映する。